

— 目 次 —

(11月30日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	2
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のために出席した者	4
開会、開議宣告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
承認第17号	6
承認第18号	6
承認第19号	6
承認第20号	6
議案第85号	10
議案第86号	10
議案第87号	10
議案第88号	10
議案第89号	10
議案第90号	10
議案第91号	10
議案第92号	10
閉 会	26
署 名	27

対馬市告示第128号

令和2年第3回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年11月20日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和2年11月30日（月）

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

坂本 充弘君	伊原 徹君
長郷 泰二君	春田 新一君
小島 徳重君	吉見 優子君
渕上 清君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	山本 輝昭君
小宮 教義君	齋藤 久光君
初村 久藏君	大浦 孝司君
大部 初幸君	作元 義文君
上野洋次郎君	小川 廣康君

○開会日に応招しなかった議員

波田 政和君

令和2年 第3回 対馬市議会臨時会 会議録(第1日)

令和2年11月30日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)
- 日程第4 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)
- 日程第5 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)
- 日程第6 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)
- 日程第7 議案第85号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第10号)
- 日程第8 議案第86号 令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第87号 令和2年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第88号 令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第89号 令和2年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第90号 令和2年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第91号 令和2年度対馬市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第92号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)
- 日程第4 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)

定について)

- 日程第5 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）
- 日程第6 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）
- 日程第7 議案第85号 令和2年度対馬市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第8 議案第86号 令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第87号 令和2年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第88号 令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第89号 令和2年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第90号 令和2年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第91号 令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第92号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

出席議員（18名）

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 渕上 清君	8番 黒田 昭雄君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
12番 小宮 教義君	13番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 大部 初幸君	17番 作元 義文君
18番 上野洋次郎君	19番 小川 廣康君

欠席議員（1名）

11番 波田 政和君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 阿比留伊勢男君 次長 國分 幸和君
課長補佐 梅野 浩二君 課長補佐 柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長 比田勝尚喜君
副市長 俵 輝孝君
教育長 永留 和博君
総務部長 有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長） 桐谷 和孝君
しまづくり推進部長 武末 祥人君
観光交流商工部長 二宮 照幸君
市民生活部長 乙成 一也君
福祉保険部長 古里 正人君
健康づくり推進部長 松井 恵夫君
農林水産部長 佐々木雅仁君
建設部長 伊賀 敏治君
水道局長 立花 大功君
教育部長 阿比留裕史君
中対馬振興部長 波田 安德君
上対馬振興部長 森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長 瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長 扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長 原田 勝彦君
消防長 主藤 庄司君
会計管理者 阿比留 裕君
監査委員事務局長 御手洗逸男君
農業委員会事務局長 庄司 智文君

午前10時00分開会

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。波田政和君から欠席の届出があっております。

ただいまから令和2年第3回対馬市議会臨時会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場の換気のため、出入り口を開放して会議を運営することと致しております。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、一点、報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会の議決により指定された50万円以下の損害賠償の額の決定17件と請負金額の2割以内の工事請負変更契約の締結2件の専決処分の報告がっております。タブレットに記載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。臨時会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第3回対馬市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関係についてでございますが、本市では、8月28日以降、新たな感染者は確認されておりません。しかしながら、冬に向けて季節性インフルエンザの流行と重なれば医療資源に限られる本市では診療体制が逼迫することが心配されます。

引き続き、市民の皆様におかれましては、3密の回避、マスクの着用、丁寧な手洗いの励行などを徹底していただき、感染予防、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

本臨時会において御審議願います案件は、損害賠償額の決定に係る専決処分の承認4件、令和2年度一般会計ほか補正予算案件6件及び条例の一部改正1件、合わせて12件について御審議をお願いするものでございます。

今回、お願いいたします一般会計補正予算案件につきましては、総務部長から全般の提案説明の後、併せてお配りしております参考資料により事業ごとの内容について観光交流商工部ほか、それぞれの担当部長から概要説明を行わせますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶と致します。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小川 廣康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、淵上清君及び黒田昭雄君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（小川 廣康君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日1日限りとしたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日限りに決定いたしました。

日程第3. 承認第17号

日程第4. 承認第18号

日程第5. 承認第19号

日程第6. 承認第20号

○議長（小川 廣康君） 日程第3、承認第17号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）から、日程第6、承認第20号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました承認第17号、専決処分の承認を求めることについて提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。

本案は、損害賠償の額の決定を去る10月9日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

専決処分の内容は、令和2年9月7日の早朝に接近しました台風第10号の暴風によって上対馬町小鹿151番地1に所在する小鹿漁村センターのスレートぶき屋根全体が隣接する住宅、木造瓦ぶき2階建てに落下し、甚大な被害を与えたため、その損害を賠償するものであり、専決処分書に記載のとおり10月9日付で相手方との示談が成立しております。

仮復旧に係る損害賠償の額は149万9,740円でございます。

なお、現在、本復旧に係る損害賠償の額につきまして、補償コンサルタントに業務委託し、12月上旬には額の算定が完了する予定でありますので、額が確定次第、議会へ上程させていただきます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、伊賀敏治君。

○建設部長（伊賀 敏治君） ただいま議題となりました承認第18号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。

本案は、損害賠償の額の決定を去る11月5日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

専決処分の内容は、令和2年9月6日から7日未明にかけて台風第10号が接近した際、美津島町の市営住宅雑知第二団地内の樹木が倒れ、駐車していた入居者の車両を破損させたため、その損害を賠償するものであり、専決処分書に記載のとおり11月5日付で相手方との示談が成立しております。

今後、このようなことがないように施設管理には十分気をつけてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 中対馬振興部長、波田安徳君。

○中対馬振興部長（波田 安徳君） ただいま一括議題となりました承認第19号並びに承認第20号の専決処分の承認を求めることについて提案理由とその内容について御説明いたします。

議案書の7ページから10ページをお願いいたします。

承認第19号、承認第20号とも、損害賠償の額の決定を去る11月18日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

まず、承認第19号について御説明いたします。

7ページ、8ページをお願いいたします。

本件は、令和2年9月3日の台風第9号の暴風により峰町志多賀の市営住宅志多賀団地屋根のアスファルト防水シートが落下し、散乱したため、住宅の敷地内に駐車されていた入居者の所有する車両に損害を与えたものでございます。

事故後、車両の確認を行い、相手方と協議を重ね、車両の修理費を支払うよう令和2年11月18日に示談が成立いたしました。

損害賠償の額は160万4,277円でございます。

次に承認第20号について御説明いたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

本件も、令和2年9月3日の台風第9号の暴風により峰町佐賀の市営住宅寺ノ口団地の屋根瓦が落下し、散乱したため、住宅の敷地内に駐車されていた入居者の所有する車両に損害を与えたものでございます。

事故後、車両の確認を行い、相手方と協議を重ね、車両の修理費を支払うよう令和2年11月18日に示談が成立いたしました。

損害賠償の額は64万5,471円でございます。

以上、簡単ではございますが、承認第19号並びに承認第20号の説明とさせていただきます。
御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 一点だけ、専決第17号について今後の在り方についてお尋ねしたいと思います。

仮復旧の示談は終わっているということですが、今から先に本復旧にかかって鑑定士さんを通じて進んでいくと思いますが、私も現地を確認いたしました、非常に破損が激しい。

そして、また、大きな建物でありますので、大変だなと思いますが、保険会社とか鑑定というのは、部分的に目視で判断されるのか、またきちんとした査定をして内部までしていられるのか、そこら辺を今後きちんと協議されて合意がいくような点でやっていただきたいと思いますが、部長でも市長でもいいですけど、今後、どのようにしていられるか、お尋ねいたします。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいまの春田議員さんの質問にお答えいたします。

今後の在り方ということですが、実は10月20日ぐらいに調査の依頼をしまして、現地に行き、内容を確認しております。その内容の確認というのは、家の中に入りまして隅々まで調査しまして、どのような被害があっているのか、そして、今後どのようにこの被害を修復していくのか、そのようなことを外部からだけじゃなく、中に入って隅々まで調査しております。

その結果、先ほども申しましたが、12月の中旬には額が確定いたしますので、その額をもちまして協議を進めていきたいと思っております。

保険に関しましては、全国町村総合賠償補償保険というのがありますが、それにつきましては、今後、申請していく予定にしております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） どうもありがとうございました。そのように大きな被害が出ていますので、そこら辺をきちんと交渉されて、後々、問題のないようにしていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております4件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。4件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから案ごとに討論、採決を行います。

まず、承認第17号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第18号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第19号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第20号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第85号

日程第8. 議案第86号

日程第9. 議案第87号

日程第10. 議案第88号

日程第11. 議案第89号

日程第12. 議案第90号

日程第13. 議案第91号

日程第14. 議案第92号

○議長（小川 廣康君） 日程第7、議案第85号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第10号）から、日程第14、議案第92号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました議案第85号から第92号について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

初めに議案第85号でございます。

令和2年度対馬市一般会計補正予算（第10号）は人事院勧告に伴う給与改定と人事異動等による職員人件費の補正及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の追加計上が主なものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,579万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360億324万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから6ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金は、疾病予防対策事業費等補助金524万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては3目衛生費国

庫補助金から5目商工費国庫補助金までの合計で1億9,444万1,000円の追加でございます。

19款繰入金については、財源調整のため、財政調整基金繰入金を1億8,388万7,000円を減額しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

1款議会費から10款教育費における報酬、給料、職員手当等及び共済費につきましては職員人件費に係る増額並びに減額でございます。また、28節繰出金につきましては特別会計の人件費に係るものでございます。今回の補正中、給与改定及び人事異動などによります人件費の補正総額は9,646万1,000円の減額となっております。

30ページから33ページにかけまして補正予算給与費明細書を添えてございますので、後ほど御参照方をお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の説明ですが、事業内容につきましては、別途、参考資料をタブレットへ掲載しておりますので、併せて御参照ください。

18ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費でございますが、新型コロナウイルス感染予防対策として、2目予防費にワクチン接種体制確保のための経費として524万5,000円、いづはら診療所及び豊玉診療所における外来患者のうち発熱外来患者の動線を分けるための改修費として418万7,000円、対馬博物館内及び比田勝港国内ターミナル待合室に設置いたします感染予防対策用備品購入費として224万2,000円を計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策事業についてでございます。

20ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費でございますが、3目農業振興費に有害鳥獣捕獲推進事業費の増額分として248万1,000円、高収益作物次期作支援事業費補助金として2,860万円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

3項水産業費でございますが、2目水産業振興費にマグロ養殖出荷調整支援事業費補助金300万円、養殖業継続支援事業補助金1,255万9,000円、真珠養殖業者経営支援助成金2,300万円を計上しております。

7款商工費1項商工費でございますが、2目商工振興費は次のページに続きますので、24ページをお願いいたします。

商工業者等緊急支援補助金8,742万6,000円を減額し、情報発信拠点施設運営継続支援

事業費1,404万1,000円、たべのる券事業費として1億433万1,000円を計上しております。

次に、議案第86号から第91号までの5つの特別会計と水道事業会計については人事院勧告に伴います給与改定と人事異動などによる職員人件費の補正でございますので、会計ごとの説明を省略させていただき、補正予算に係る説明を終わります。

引き続き、議案第92号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

国家公務員給与の勧告のため、今年、人事院が実施いたしました調査においていわゆるボーナスについては民間事業所における昨年8月から今年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の支給月数を0.04月下回る結果となったことから期末手当の支給月数を0.05分引き下げる勧告が去る10月7日に行われ、これを受けた政府は11月6日に勧告どおりの改正を行うことと閣議決定し、同月27日に国会において法案が可決成立しております。

なお、月例給については民間給与と国家公務員給与との格差が極めて少額であったことから改定を見送られております。

本市においても、今回の人事院勧告に鑑み、一般職及び特別職などの期末手当の支給月数について所要の改正を行うものであります。その内容については新旧対照表により御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1条及び第2条による改正は対馬市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第1条では、まず第17条の改正でございます。公用文において期間を表す場合、アラビア数字のときは平仮名の「か」を用いることが対馬市公用文規定に規定されていることから、このたびの関係条例の全文にわたり仮名表記への字句の修正を行っておりますので、これより先の説明は省略させていただきます。

改正の本論に移ります。第27条中、期末手当基礎額に乗じる割合100分の130を100分の125に改めるもので、令和2年12月に支給する期末手当の支給月数を1.3月から1.25月に引き下げ、0.05月分を減額するよう定めるものです。

第2条につきましては、令和3年6月以降に支給する期末手当の支給月数を1.275月とするため、第27条中、期末手当基礎額に乗じる割合100分の125を100分の127.5に改めるものです。

第3条による改正は任期付職員の令和2年12月に支給する期末手当の支給月数を1.7月から1.65月に改正するものです。

第4条は令和3年6月以降に支給する期末手当支給月数を改正するもので、6月、12月とも

に支給月数を1.675月に改めるものです。

第5条から第10条による改正は議会議員等特別職の期末手当の支給月数の改正であります。

第5条及び第6条は議会議員、第7条及び第8条は市長及び副市長、第9条及び第10条は教育長について、それぞれ令和2年12月に支給する期末手当の支給月数を1.7月から1.65月に引き下げ、0.05月分を減額するよう改め、また令和3年6月以降については、6月、12月ともに支給月数を1.675月に改正するものであります。

なお、附則で、今回の改正条例の施行日を交付の日とし、ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条については令和3年4月1日とするものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいま総務部長から提案説明がありました議案第85号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第10号）について、補正予算参考資料により観光交流商工部に関する新型コロナウイルス感染症対応予算について御説明申し上げます。

参考資料の3ページ上段を御参照ください。

博物館感染症対策事業につきましては、博物館利用者に対する新型コロナウイルス感染症対策のため、非接触検温カメラ、卓上用2台、スタンド型1台及び足踏み式アルコール消毒液スタンド4台を購入するものでございます。

続きまして、参考資料の6ページ上段を御参照ください。

情報発信拠点施設運営継続支援事業につきましては、福岡市で、4月に移転し、展開しておりますよりあい処つしまに関するものでございます。

よりあい処つしまでは、特産品販売コーナーを4月13日から、飲食店コーナーを6月1日から営業開始しているところでございます。新型コロナウイルス感染防止のため、座席数を半数以下に制限するなど、規模を縮小しての営業を致しております。

そのような中、飲食コーナーでは、連日、満席に近い状態で御利用いただいております。特産品コーナーにつきましても集客、売上額が安定してきたところでございます。

今回、補正予算をお願いしている内容は、本施設をさらに活用し、対馬の魚介類をはじめとした特産品及び加工品等の認知度向上、販売促進、さらには消費拡大につなげていこうとするもので、情報発信拠点施設運営継続支援補助金につきましては、周辺施設等でのイベントも、少しずつではありますが、回復してまいりましたので、店舗でのイベントの実施、周辺施設へのPR強化、インターネット通販サイトの整備・運用、鮮魚販売等の充実等に新たに取り組むものでございます。

情報発信拠点施設販売促進事業委託料につきましては、よりあい処つしまの1階及び2階で1,000円以上の買物をしていただいた方に抽選により1階の特産品コーナーで使えるクーポン券を発行し、対馬産品の認知度向上や集客増加、販路拡大につなげようとするものでございます。

次に、参考資料6ページ下段のたべのる券事業につきまして御説明申し上げます。

本市では、コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策として、当該観光客や島民の皆様に対する観光クーポン券の発行、商工業者等に対する緊急支援補助金や観光業新型コロナウイルス対策協力金の支給などに取り組んできたところでございます。

現在、しま旅促進事業やGoToキャンペーン等により旅行者は増加の傾向にあり、宿泊、レンタカー、バス事業の業種ではいい影響が出てきているものの、飲食店、特にバー、スナックやタクシー事業者の皆様におかれましては依然としてかなり厳しい状況が続いております。

また、GoToEatキャンペーン長崎が10月29日から始まっておりますが、ウェブによる発券がローソンに限られているため、対馬島内にお住まいの方はコールセンターでの予約による購入方法しかなく、利用度が低いものと懸念されることから、全市民を対象に飲食及びタクシーに利用できるクーポン券を配付し、市民の皆様にご協力いただき、消費の促進を図ろうとするものでございます。

具体的には、島民の皆様にご飲食店やタクシーに利用できるクーポン券1,000円券3枚が1セットとなった3,000円分のクーポン券を配付したいと考えております。

配付方法は、12月1日現在、対馬市に住民登録がある全ての市民の皆様が対象で、1人3,000円分のクーポン券を世帯全員分を世帯主宛てに郵送いたします。

利用できる店舗は、予算成立次第、加盟店の募集を開始し、ホームページに記載する予定でございます。

なお、クーポン券の利用期間は12月8日から3月14日までを想定しております。

以上、簡単でございますが、補正予算（第10号）の提案理由の説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） 健康づくり推進部関係につきまして御説明申し上げます。

参考資料3ページ中段をお願いいたします。

診療所感染症対策事業でございます。新型コロナウイルス感染症対策として、発熱外来患者と一般外来患者との動線を分けるため、いつはら診療所及び豊玉診療所の改修を行うものでございます。

発熱外来患者の対応につきましては、いつはら診療所では、現在、同じ建物内の横の入り口か

ら入っていただき、診療所の空き部屋で診察を行っておりますが、この部分の入り口ドア、内装等の改修を行うものでございます。

また、豊玉診療所では、車でお見えになった患者はドライブスルー方式で、車でない患者は診療所が用意しておりますワゴン車を待合室として対応しておりますが、診療所裏手にプレハブを設置し、待合室兼診察室として対応しようとするものでございます。

次に、3ページ下段、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。

現時点でワクチン接種開始の時期を具体的に見定めることは困難な状況にございますが、仮に来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、開発動向等も見据えながら実用化された際に早期に接種を開始できるよう準備するものでございます。

今回、接種券、予診票等の印刷製本費、システム改修委託料等を計上しております。

以上、簡単でございますが、健康づくり推進部関係の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 農林水産部に係る補正予算について御説明申し上げます。

補正予算参考資料の4ページをお願いいたします。

中段の高収益作物次期作支援事業についてでございますが、令和2年2月から4月までに野菜、花卉、果樹等の出荷実績がある生産者で次期作に前向きに取り組む生産者に対し、作付面積10アール当たり5万5,000円を助成するものでございます。

この事業につきましては、当初、国の直接補助として農業再生協議会を通じて補助金が交付されるということで、8月から生産者に対し説明をし、補助金の交付申請等をお願いしてきたところでありましたが、10月に国の制度運用の変更があり、本市生産者のほとんどが変更後の制度運用に該当しなくなったため、財源を地方創生臨時交付金に振り替えて当初の事業を実施しようとするものでございます。

次に、下段の有害鳥獣捕獲推進事業でございますが、この事業につきましては5号補正予算で御承認いただきました事業で、狩猟免許の受験者が増えたことによります狩猟免許取得やわな等の購入費補助及び捕獲技術巡回指導委託料の追加でございます。

5ページをお願いいたします。

上段のマグロ養殖出荷調整支援事業でございますが、この事業につきましても8号補正で御承認いただきました事業で、対象となります餌料代の実績による追加でございます。

次に、中段の養殖業継続支援事業でございますが、県の単独事業であります養殖施設等の災害等対策支援事業に係る継ぎ足し補助で、新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の低迷、出

荷の停滞が続いている中、台風第9号や第10号の影響を受け、経営継続が困難な養殖業者に対し、代替魚の購入費用及び台風で被害を受けた養殖用施設の整備に係ります費用について、県が3分の1、市が3分の1を支援するものでございます。

最後に、下段の真珠養殖業者経営支援助成事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により今年2月の入札会を最後に入札会が中止になり、12月も中止、来年1月の入札会も未定という状況の中、経営が厳しい真珠養殖業者に対し、令和元年度入札額の3%を支援するものであります。

以上、簡単でございますが、農林水産関係の補正予算の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 一般会計補正予算（第10号）のうち上対馬振興部所管分につきまして御説明いたします。

参考資料の4ページ上段でございますが、国内ターミナル新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。

現在の比田勝・博多航路のフェリー船内は、乗船客が同じ空間に長時間滞在するため、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されます。また、着岸時間は午前4時20分で、下船しても公共交通機関は運行しておらず、一部の乗船客はそのまま船内で休息を取ることになり、さらに感染する可能性を誘発している状況となっております。

このことから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環としまして、フェリー船内から乗船客を下船させ、国内ターミナル内のフロアに休息ができるリクライニング椅子6脚とパーテーション12台で仕切った待合室を2か所整備することにより感染症の拡大防止を図るものであります。

以上が上対馬振興部に関する補正予算でございます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから8件に対する一括質疑を行います。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 補正（第10号）の関連で、新型コロナウイルス対策について3点ほどお尋ねいたします。

まず、2点について。1点目は、医療体制なんですが、新型コロナウイルス第1波、2波、そして、今は第3波で国内が非常に緊迫しています。特に対馬の方は第3波を非常に心配しておるわけでございますが、市長さんからもお話がありましたように、対馬の感染者は、8月28日ですか、これが9人でしたよね。これが最後になって今日を迎えておるわけでございますが、その

ときの体制が今でも維持されておるのかということです。

特に、軽症者の宿泊施設、これに関しては、第1波のときに東京都が一旦契約していた施設をその後すぐに解約するということもありましたが、対馬市としてはどのような対策を現在取っておるのかということです。

2点目ですけれども、コロナ対策に対する地方臨時交付金についてです。

国の第1次、第2次の予算が執行されまして、対馬市においては約8億4,000万円の上限値の決定額を頂いております。既に第1次、第2次の予算は申請も終わり、今後、施行されるわけですが、どのような決定をされたのかという点です。

これについてはもう一点ですが、第1次補正予算のときに国が示した1兆円の残りの分、約3,000億がこれから第3次の提出として期限を迎えるわけですが、第3次についての提出についての素案なりができておれば提示していただきたいと思います。先にこの2点です。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） このことにつきましては各担当部長からお答えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） 医療体制は維持されているのかという御質問にお答えいたします。

現在、対馬医療圏はフェーズ1で、入院医療病床は4床確保されております。今後、感染の発生状況を踏まえながらフェーズがアップされまして、病床数もそれに伴い増やされることとなっております。感染ピーク時のフェーズ4で25床確保されることとなっております。

また、軽症者、無症状者を受け入れる宿泊療養施設についても長崎県のほうで26室確保されております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 小宮議員の地方創生臨時交付金についてお答えいたします。

対馬市への交付額についてでございますが、地方創生臨時交付金を充当する事業につきましては、対馬市の第2次補正予算で島民クーポン券など、2事業、第5号補正で観光業、新型コロナウイルス対策協力金、水産事業継続支援補助金など、18事業、第8号補正で交通事業者への支援、マグロ養殖出荷調整など、19事業、それと今回の第10号補正でたべのる券など、8事業、計47事業、歳出予算総額で9億2,930万円を計上いたしております。

また、3次の素案についてという御質問ですが、留保分につきましては既に対馬市に第2次の

ときに配分されておまして、3次につきましては国の3次補正が決まってからになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 最初の第1点の医療対策なんですが、今、維持されておるということで、感染者数が25人の体制については、対馬病院で、最大、対応は可能であるということですね。宿泊施設については、前回どおり約26室を確保して万全の体制で挑んでおると理解してもよろしいですね。分かりました。

それと地方創生臨時交付金の話ですけども、9億ぐらいの計上をしておるということですが、先ほど、かなりの事業関係をクリアしておると思うんですが、取りこぼしがもしかしたらあるんじゃないかと思うんです。

ここに日本国憲法があるんですが、この14条の「すべて国民は、法の下に平等である」ということです。そして、「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ということがうたってあるんですが、取りこぼしが私はあるんじゃないかなと思っています。

というのは、散髪屋さんとか理髪店とか、美容店というんですか、そういう店が約60から70あるかと思うんですが、ここも大変な新型コロナで影響を受けております。今後、新型コロナ対策で地方創生臨時交付金等のもので対応ができればこのような散髪屋さんとか美容関係の支援事業にも取り組んでいただきたいと思います。

3点目ですけども、たべのる券事業というんですか、これは飲食店で使えるわけですよね。たべのるは、飲食店で使ったり、タクシーに乗ったりできるわけですよね。飲食店というと私がすぐに頭に思い上がるのは茶屋街なんですけれども、茶屋街で飲んでタクシーで帰ると。茶屋街での飲食代、そしてタクシー代というのにも活用できるのでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの小宮議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の取りこぼしがあるのではということで、理髪店等への支援の件で御質問いただきましたけども、令和2年度の補正予算（第2号）、4月の臨時会で御承認いただいておりますけれども、このときの対馬市商工業者等緊急支援補助金という補助金で各事業者に支援させていただいたところでございます。理髪店に対する実績と致しましては11件の142万9,000円の補助金を支出させていただいているところでございます。

また、第2点のたべのる券のことでございますけども、飲み屋さんで飲んでタクシーで帰っても使用できる対象になるのかという御質問ですけども、これは対象となります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） それなら茶屋街で飲んでタクシーで帰っても両方にも使えるわけですよね。今、茶屋街は非常に寂れておりますので、ぜひ、特に副市長さんはその辺は名声が高いようでございますので、副市長さんをはじめ、ひな壇にお座りの皆さんで茶屋街の活性化に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今のたべの券の関係についてお尋ねしたいと思います。

この事業は消費を促すということで大変結構なことかと思えます。その中で全国的にも県段階あるいは市町段階でこういう実施をされているわけですが、感染が拡大したところは中止するなり延期するなりという施策が行われているように聞いておりますが、対馬市の場合も、感染が広がらないことを願っているんですが、万が一、感染が入った場合、夏の場合は夏の帰省を中心とした人の動きの中で発生したように捉えております。

対馬の場合、またお正月を挟んで人の動きがあるとしたとき、もし感染が広がった場合にはそれを中止なり延期なりということは想定されているのかどうか。それから、その場合、どういう段階でそういう判断をするのかということは、国、県とかの基準、あるいは打合せを今までもしてあると思いますが、その辺りの状況が少し現在で準備ができているというか、想定のある案があれば御説明願いたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、国レベル等で行われていますGo ToキャンペーンとかGo To Eatキャンペーン、これにつきましては、また国及び県のほうで感染の拡大状況によって判断されると思います。

今回、御提案いたしておりますたべの券事業につきましては対馬市民のみを対象とした事業でございます。現在、対馬島内にはコロナの感染症の方はいらっしゃいませんので、島民の方が島内でお食事をしていただいたり飲んでいただいたりという部分では感染の拡大のリスクは少ないものと思っております。

ただ、島外から帰省客及び観光客等が入ってこられることもございますので、感染の状況等によりましては、また市長等と相談して、中止すべきかどうか、そういったのを判断するようになるものと思っております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 悪い方向を想定する必要をここで述べたくはないんですけども、先ほどの小宮議員の質問にあったように、医療体制、あるいはいろんなことを考えたときに、対

馬の中で発生するという事は、外に行って持ち込む可能性もある。

外から入ってきた人たちの可能性というのを想定しとかなないと、もし夏のときのような状況が起こったとき、どの段階まで、どの規模までは実行するのかということ、ある程度、案というのは持っておいたほうがいいんじゃないかということで一応申し上げたわけです。その辺りはまた今後よく御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 確認したい点が3点ございます。

まず、新型コロナウイルスのワクチンの接種の件なんですけど、先ほど説明では接種時期は未定と。ワクチンができていないんで当然のことなんですけど、この臨時議会に予算を要求するという事は緊急性があると理解しているんですけども、ここに明細が、接種券と郵送料が要求されています。

これは当然そうなるんでしょうけど、先ほどの説明で未定なのに接種券をもう郵送してしまうのかと。これは逆に市民の不安をあおるんじゃないかという気がするんです。

例えば、国のワクチンの状況は新聞の報道等でまだはっきり出ていないんですが、ここが見えていないのに郵送してしまうと逆に悪影響があるんじゃないかという心配を私はしているんです。そこに対する対応の考えをまず一点お聞かせください。

次、2点目は養殖業の継続支援事業なんですけど、これはこれで十分意味は理解できるんですけど、あえて確認させてください。

真珠養殖業という、真珠と特定されている養殖業というのがありますが、ここは区分けをされておりますが、真珠については経営関係なんです。それから、養殖業は施設関係も入っているんです。だから、養殖業の中に真珠の施設整備も含まれておるのかどうか。まず、2点です。

次に、たべのる券の仕事なんですけど、これは結構なことだと思います。

ところが、ちょっと不安があるのは、全市民が対象になっているんです。どのくらいの交付率を考えてあるか分かりませんが、高齢者の世帯の方、または施設に入所されている方、もしくは独り住まいで、タクシー代は頂いたとしても、それで終わってしまっただけで、あとはなかなか伸びないんじゃないかなというように。

今までやってきた事業は個人の負担が伴ったから選択性があるんですけど、今回は選択制じゃなくて全部配りますよということですから使えない家庭が生まれるんじゃないかという不安を持っているわけです。

特に高齢者、また独居、独り住まいの方また遠方の方、先ほどの巖原の方はよろしいでしょうけど、例えば田舎のほうの遠くに住んである方、今まで外出に出かけたことがほぼない方もおられ

るだろうと想定したときに、ここら辺の手当てをどんなふうと考えてあるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） 1点目のワクチン接種の郵送料の関係についてお答えいたします。

今回、印刷製本費は、問診票とかパンフレットとかを考えております。今現在、接種時期は明らかではございませんけれども、仮に例えばこれが3月とかになった場合にすぐ対応できるように、一応、郵送料も計上しているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 長郷議員の御質問の中の養殖業継続支援事業の件で養殖施設等の整備に真珠養殖も含まれているのかという御質問でございますが、当然、真珠養殖のほうも含まれておまして、今回、台風第9号や第10号で被害が多かった施設につきましては真珠のいかだの上に乗っている上屋の被害が多かったということでその分も対象としております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 3点目のたべのる券の部分で、高齢者あるいはおひとり住まい、施設入所の方、そして、また遠いところ、飲み屋さんが近くにない方たちのことを考えているかという御質問でしたけども、制度の設計をする段階でそこら辺りも少し協議はさせていただいたんですけども、できるだけこの機会に使っていただきまして、タクシー等にも使えますので、遠いところからでもタクシーを利用してお食事をする機会をつくっていただきたいと思っています。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 意味合いは十分理解できて、あえてお尋ねしているんですけど、たべのる券のほうから行きますが、利用は多分できないだろうという想定はされていますよね。

健全者の方とか日常で動いてある方については十分それに対応できると思うんですけど、弱い人たちというのは語弊がありますが、言葉的には、表現が難しいんで、あえて、行動範囲が限られる方についての対応は、たべのる券3,000円ですけども、ほかの手だてが考えられないかなということを私は再検討してほしいんです。

逆に、一部という話じゃなくて、これをもらってもしょうがないよねと言われて、良くないということが出ないとも限らない。対馬市の状況を見ると必ずしも交通体系が、時間的に、今、部長が説明するような方向で行けるかなというのがあるんです。

だから、例えば、高齢者は、75歳以上でしたっけ、福祉のほうで、タクシークーポン券かな、

配っていますよね。5,000円相当のやつ。こういったのはこういったのでまた別に利用はできるんだけど、こういったふうにある程度年齢を絞るとか条件を絞るとかによってこういった方々には別のたべの券以外の券をこの事業の中で考えていただけないだろうかと強く要望したいところなんです。

私の身近な方にもこういった方は結構おられます。子供さんがおられるなら何とかなるでしょうが、独り住まいとか、先ほど言う老人だけの世帯というのはなかなか厳しいんじゃないかなど。

この際という話もあるけど、なかなかそこは難しい部分を私は考えておるんですが、これから先は要望ですので、ぜひ、全市民を対象にということですから、そこら辺は、もう一度、皆さんの知恵を絞っていただければと考えます。

真珠養殖については、先ほど、含まれるということですが、私の調査によると、この程度の金額で果たしてそれに対応できるかなという懸念はしております。経営は別です。施設整備は相当やられていました。1件で、私が知る限り1,200万を超している方もおられました。

こういったことを勘案すると、金額的なものもありますが、もう少し、そこら辺の実態を調査されてやると思うんだけど、再構築を考えていただきたいと思います。何かありましたら。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） この養殖業継続支援事業につきましては、最初に説明申し上げましたとおり、県の事業に対するうちの継ぎ足しの補助金でございまして、県の調査している件数というのがございまして、その件数というのは6事業者で21件という報告を受けております。それに対する市の負担額が773万ということでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 養殖業の支援事業は市の負担分という理解ですか。市の単独じゃないんですね。だったら単独を考えてくださいと言うしかないです。

義務負担の分ですよね、これは言い換えれば。市が1割の義務負担を行わないと県の補助金が出ないというのが通常の補助金の在り方です。県が、多分、今、県議会に出しているこういった台風関係とか経営の悪化の分については義務負担を1割は最低求めるはずですよ。

その負担分しかしていないということは、市が単独で私はやったように理解してしまったんで、こういう質問になっているんですが、ここは、市長、市単独の分で考える必要があるかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 担当部長のほうからも説明がございましたようにこれはまず台風第9号や第10号によって甚大な被害に遭われた養殖事業者の方への支援ということで、全額ではもち

ろんありません。3分の1は事業者負担というような形になろうかと思えます。

それとまた、調査のほうは、先ほども部長が答弁しましたように、これは県のほうが調査したということは聞いておりますが、果たしてこれを単独ということでしたときに、養殖事業者ばかりでなく、他の農業者やそういったところもかなりの被害が出ているということで、もし単独ということになれば予算的に大変厳しいような状況になるのではないかと危惧したところであります。

○議長（小川 廣康君） 最後です。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） それは十分理解できるんですが、少し寂しい答えかなと。

市は調査をやっていないんですね。県のデータだけで話をしているわけですか。それは真珠養殖組合に聞けば分かる話でしょう。真珠に限ってはという話なんですけど。（発言する者あり）それは分かっています。

県の言い分は、保険とか共済が適用できる分ははじいていますよという話なんです。県の補助対象になっている部分は。そういったものを救えないものについては県は補助しますよということでこの議会に出てはいるはずですよ。だから、それ以外の国、県が救えない部分についていかがでしょうかという考え方ですので、これは答えは要りませんが、御検討していただきたいと思えます。

というのは、さっきのたべのる券もそうですけども、たべのる券で1億を使うのも必要でしょうが、今言っているこの事業を救済することによって事業継続が保たれるならこちらのほうにもそれ相応の予算を回していただきたい。

以上で終わります。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 先ほど長郷議員に言われました県の事業について、市の負担が義務負担じゃないのかということでございましたが、この負担については義務負担ではございません。県は県でこの事業をやりまして、それに市は単独で継ぎ足しをするということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております8件は委員会への付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。8件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第85号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第10号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、令和2年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号、令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、令和2年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、令和2年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定

いたしました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 第3回対馬市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

今日は、慎重に御審議いただき、全ての議案につきまして御決定を賜りましてありがとうございます。ありがとうございました。

本臨時会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。本臨時会における議員皆様から頂きました貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく取り組んでまいりますので、今後とも御協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げまして閉会に当たっての挨拶と致します。今日はありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） 会議を閉じます。これをもちまして令和2年第3回対馬市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時19分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小川 廣康

署名議員 洲上 清

署名議員 黒田 昭雄

